

城端線・氷見線再構築事業に係る気運醸成業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、城端線・氷見線再構築事業に係る気運醸成業務の契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

城端線・氷見線再構築事業に係る気運醸成業務（以下「委託業務」という。）

(2) 業務内容

別紙1「城端線・氷見線再構築事業に係る気運醸成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託料の上限額

金2,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※契約手続きにおいては上記の上限額とは別に予定価格を設定します。

(4) 履行期間

委託契約締結の日から令和9年3月10日（水）まで

3 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている単独企業又は複数の企業で構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。

(1) 単独企業

- ①提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- ②富山県庁での対面又はWEB会議ツールにより行う打合せに、常時参加できる体制を整えていること
- ③プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- ④宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- ⑤参加申込書の提出期限の日からこの業務の契約候補者の決定の日までの間に、富山県、高岡市、氷見市、砺波市又は南砺市から、各自治体の指名停止要領等に基づく指名停止を受けていないこと
- ⑥地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること
- ⑦国税及び地方税を滞納していないこと
- ⑧会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- ⑨次のいずれにも該当しない者であること
 - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

(2) 共同企業体

①共同企業体の代表者が、3(1)①から③に掲げる全ての要件を満たす者であること

②各構成員が3(1)④から⑨に掲げる全ての要件を満たす者であること

③共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること

④構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること

⑤各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと

⑥次の事項を定めた共同企業体に係る協定書(以下「協定書」という。)を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること

ア 目的	イ 共同企業体の名称	ウ 構成員の名称及び所在地
エ 代表者の名称	オ 代表者の権限	
カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率	キ 構成員の責任	
ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置		
ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置		
コ 解散後の瑕疵担保責任	サ 取引金融機関	シ その他必要な事項

4 プロポーザルの参加手続き

(1) 参加申込み

本プロポーザルへ参加を希望される場合は、参加申込書(様式1)を令和8年7月31日(金)午後5時までに電子メールにて提出してください。また、参加申込みを行った後、事情により参加を辞退する場合は、令和8年8月4日(火)午後5時までに参加辞退届(様式任意)を提出してください。なお、いずれも必ず電話で到達確認をお願いします。

(2) 質問の受付方法

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式2）を令和8年7月28日（火）午後5時までに電子メールにて提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。また、必ず電話で到達確認をお願いします。

(3) 質問の回答方法

質問に対する回答は、参加申込書を提出した全ての事業者にも原則として令和8年7月30日（木）頃までに、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛に通知します。

(4) 受け付けない質問項目

- ① 評価項目の配点に関する質問
- ② 他の応募者に関する質問
- ③ その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

- 電子メール宛先：城端線・氷見線再構築会議（富山県交通政策局 城端線・氷見線再構築推進課）
- メールアドレス：asokosei@pref.toyama.lg.jp
- 件名：「【●●●】城端線・氷見線再構築事業に係る気運醸成業務（会社名）」
●●●は「参加申込書」「参加辞退届」「質問書」としてください。

5 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を申し込みされた事業者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。また、事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項であっても、新たな提案をすることができます。

(1) 提出期限

令和8年8月4日（火）午後5時（必着）

(2) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

仕様書を参照の上、次の項目を具体的かつ簡潔に記載してください。

- ・企画提案コンセプト
- ・仕様書を踏まえた企画設計・実施の内容
- ・アンケートの実施方法
- ・実施スケジュール

② 会社等（個人、法人又は組合組織をいう。以下同じ。）の組織体制等（任意様式）

ア 会社等の業務概要

イ 責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制など

ウ 類似事業に関する過去の実績（複数ある場合は、今回の委託料と同程度で、直近に実施した5件）

③ 概算見積書（任意様式）

ア 上記「2（3）委託料の上限額」の範囲内で作成すること

イ 委託業務実施に係る全ての経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を算出すること

ウ 積算の内訳が分かるように記載すること

(3) 提出方法

上記①～③の書類を電子メール（PDF形式で添付。必ず電話で到達確認をしてください。）にて提出してください。なお、ファイル容量が大きい場合の送信方法については、参加申込をされた方に別途お知らせします。期日までに書類を提出されなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

6 審査

(1) 審査方法

企画提案書等の書面審査とプレゼンテーションにより、最も優れた提案であると評価されたものを契約候補者とします。

① 書面審査

企画提案書、見積書をもとに、審査員が書面審査を実施します。

② プレゼンテーション

企画提案書で表現できない部分についての説明のため、プレゼンテーションを実施します。

ア 実施日時

令和8年8月上旬～8月中旬（予定）

※詳細な日程や進め方については別途通知します。

イ 審査方法等

- ・審査は、別紙2の「城端線・氷見線再構築事業に係る気運醸成業務 公募型プロポーザル企画提案書 審査基準及び採点表」に基づき、審査項目ごとに採点し、その採点結果が最も高い事業者を本委託業務の契約予定者として選定します。なお、最高得点が複数存在した場合は、審査項目ごとの順位付けで1位の評価を多く受けた者を選定します。
- ・提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとしませんが、審査の結果、審査員の合計点数の平均が60点未満の場合は、本業務の契約予定者として選定しないこととします。
- ・審査会は非公開とします。

ウ 説明方法等

- ・プレゼンテーションは対面で行い、配置予定の担当者（複数の場合は、主に担当する方）が説明するものとします。1事業者からの参加者は3名程度とします。順番は企画提案書の提出順とし、詳細は別途通知します。（一部の審査員がWEB参加となる場合があります。）
- ・説明方法は、提出期限までに提出した「企画提案書」及び企画提案書に基づいた「パワーポイント」等を用いて説明してください。なお、プロジェクター(端子はHDMI)及びスクリーンは事務局にて用意します。パソコンを使用する場合は当日持参してください。
- ・持ち時間は15分以内（予定）とし、プレゼンテーション終了後の質疑応答時間は10分以内（予定）とします。

- ・ヒアリング内容は非公開とします。

(2) 結果通知

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知します。なお、審査結果に対する異議申立てはできません。

(3) 失格要件

次に掲げるものの提案は無効とします。

- ① 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- ② 他の参加者と企画提案の内容について相談を行ったことが判明した場合
- ③ 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ その他、本実施要領に違反する行為があった場合

7 その他

- (1) 提出いただく案は、参加事業者1者につき1提案とします。また、企画提案書は業務における具体的な取組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない点にご留意ください。
- (2) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は、事業者の負担とします。
- (3) 提出された書類等は、返却しません。
- (4) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しません。なお、審査及び説明のために、その写しを作成・使用できるものとします。
- (5) 契約候補者決定後、別途協議のうえ、仕様書を確定し契約を締結します。契約締結の際は、企画提案書等の内容を反映し、仕様書の内容を変更・修正する場合があります。なお、必要な契約条件に合致しない場合は、契約を締結しないことがあり、このとき、次点の者と契約締結について協議します。
- (6) 委託料には、雇用者等の旅費や必要となる郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。
- (7) 委託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (8) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。

8 スケジュール

① 質問書提出期限	令和8年7月28日（火）午後5時
② プロポーザル参加申込期限	令和8年7月31日（金）午後5時
③ 参加辞退届提出期限	令和8年8月4日（火）午後5時
④ 企画提案書等提出期限	令和8年8月4日（火）午後5時
⑤ 書面審査・プレゼンテーション	令和8年8月上旬～8月中旬（予定）

⑥ 審査結果通知、契約締結

令和8年8月中旬頃（予定）

9 提出先・問合せ先

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

城端線・氷見線再構築会議

（富山県交通政策局 地域交通・新幹線政策室 城端線・氷見線再構築推進課）

担当：大窪、山崎

TEL：076-444-9686（直通）

FAX：076-444-9656

e-mail：asokosei@pref.toyama.lg.jp